

住宅の返還について

住宅を退去しようとするときは、住宅返還5日以上前までに次の手続きをしてください。

(1) 市営住宅返還届

市営住宅返還届を1部提出してください。受付時には、少なくとも玄関鍵1本は預か
らせていただきます。

(2) 敷金充当承諾書

住宅を退去されるときは、敷金から修繕費を充当しますので、敷金充当承諾書を1
部提出してください。

(3) (敷金) 還付請求書

敷金を修繕費等に充て、残金があれば手続き完了後還付しますので、(敷金)還付請求
書を1部提出してください。

(4) 鍵

返還時はすべての鍵を、管轄の尼崎市営住宅管理センターへ返却してください。

(5) 電気・ガス・電話・水道料金等

電気・ガス・電話・水道料金等は、退去時にすべて入居者各自で精算した後に返
還
してください。

(6) 鍵渡し後数日で返還する場合について

入居申込案内書の「入居に際し注意していただくこと」に記載しているように、当選
住宅の鍵を受け取った後、種々の事情があり数日で入居を取りやめた場合は、「返還」の
手続きが必要となります。その際、入居可能日から発生する日割り家賃、鍵交換代、ま
た住宅内に損害があればその費用を負担していただくこととなります。